

お客さま各位

預金規定等の改定のお知らせ

1. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた改定

当行は2018年2月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019年10月より当座預金規定、普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、外貨普通預金規定を改定いたしました。2020年4月1日より以下の規定を改定いたします。

規定改定後は、以下の対象となる預金につきましても、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報について追加で確認させていただく場合があります。既にお取引があるお客さまにおいては、お取引の内容や状況等に応じ、過去にご確認させていただいたお客さまのお取引目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度確認させていただく場合がございます。また、上記確認時には各種書面等のご提示をお願いする場合がございます。

なお、当行が求める確認や資料のご提出について適切にご対応いただけない場合、新規のお取引を制限させていただく場合がございます。

(1) 対象規定

総合口座取引規定	積立式定期預金「しあわせ」規定
定期預金規定（共通規定）	通知預金規定
財産形成期日指定定期預金規定	譲渡性預金規定
財形年金預金規定	自動継続型外貨定期預金規定
財形住宅預金規定	外貨定期預金規定（非自動継続型）

(2) 主な改定内容（例：定期預金規定（共通規定））

以下の条項を新設・追加します。定期預金以外の上記規定においても同様の改定を行います。

【9. 解約等】以下の条項を追加（定期預金規定（共通規定）抜粋）

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。
 - ② この預金の預金者が第7条第1項に違反した場合。
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第10条第1項の定めに基づく預金者への各種確認や預金者から提出された資料が偽りである場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合
 - ⑥ 第10条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
 - ⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

【10. 取引の制限】以下の条項を新設（定期預金規定（共通規定）抜粋）

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限することができるものとします。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。
 - ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入金取引
 - ② 外国送金、外貨預金、貿易取引等外為取引全般
 - ③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消したと認められる場合、当行は速やかに前3項の取引等の制限を解除します。

2. 2020年4月1日の民法改正を踏まえた改定

2020年4月1日より、民法改正を踏まえ以下の規定を改定します。主な改定事項は下記のとおりです。

- ① 成年後見人等ご本人について、補助・補佐・後見が開始された場合の取扱の明確化
- ② 各規定変更時の周知方法等について明確化
- ③ 定期預金の期日前解約の取扱について明確化

(1) 対象規定等

当座勘定規定	貯蓄預金 ^{スイング} サービス規定
普通預金規定	Web Note (インターネット専用口座) 特約
無利息普通預金(決済用預金)規定	教育資金贈与税非課税措置に関する特約
総合口座取引規定	結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約
貯蓄預金規定	むさしのキャッシュカード [®] 規定
通知預金規定	むさしの IC キャッシュカード [®] 生体認証特約
納税準備預金規定	むさしの IC キャッシュカード特約
定期預金規定(共通規定)	むさしの一体型カード [®] (むさしのキャッシュカード [®] & JCB カード [®]) 規定
リレ自由金利型定期預金規定	むさしの一体型カード [®] (むさしのキャッシュカード [®] & VISA カード [®]) 規定
自動解約型自由金利型定期預金規定	むさしのデビットカード取引規定
自由金利型定期預金規定	投資信託総合取引約款
リレ自由金利型定期預金[M型][スーパー定期]規定	投資信託振替決済口座管理規定
自動解約型自由金利型定期預金[M型][スーパー定期]規定	投資信託自動けいぞく(累積)投資約款
自由金利型定期預金[M型][スーパー定期]規定	むさしの投信積立サービス規定
リレ期日指定定期預金規定	特定口座約款
期日指定定期預金規定	非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款
リレ変動金利型定期預金規定	未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款
	公共債総合取引約款
	国債振替決済口座管理規定

自動解約型変動金利定期預金規定	一般債振替決済口座管理規定
変動金利定期預金規定	振込規定
むさしの新種定期「複利 de フリー」規定	振込明細帳利用規定
むさしの「年金定期とおき 1000」規定	代金取立規定
財産形成期日指定定期預金規定	自動送金サービス規定
財形年金預金規定	貸金庫規定
財形住宅預金規定	カード式貸金庫規定
積立式定期預金「しあわせ」規定	むさしの保護ケース規定
定期積金規定	むさしのパソコンサービス利用規定
譲渡性預金規定	<むさしの>ANSER サービス利用規定
外貨普通預金規定	<むさしの>資金集中サービス利用規定
自動継続型外貨定期預金規定	むさしの<でんさい>サービス利用規定
外貨定期預金規定(非自動継続型)	Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス規定

(2) 主な改定内容 (例：定期預金規定 (共通規定)、リレー自由金利型定期預金 (M型) [スーパー定期] 規定)

以下の条項を新設・追加します。定期預金以外の上記規定においても民法改正を踏まえた改定を行います。

【5. 成年後見人等の届け出】 以下を追加 (下線部) (定期預金規定 (共通規定) 抜粋)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要事項を書面により当店に届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届出てください。
- (2)～(5) (省略)

【14. 規定の変更】 以下の条項を新設 (定期預金規定 (共通規定) 抜粋)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

【3. 預金の解約、書替継続】 以下を追加 (下線部) (定期預金規定 (共通規定) 抜粋)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) 通帳口の預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 証書口の預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、当店に提出してください。

【2. 利息】 一部追加 (下線部)

(リレー自由金利型定期預金 (M型) [スーパー定期] 規定 抜粋)

- (1)～(3) 省略
- (4) この預金を「共通規定 (通帳口・証書口)」第3条第1項により満期日前に解約する場合および共通規定第9条第1項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)について、次の①および②の算式のうち、いずれか低い利率(小数点第4位以下は切捨てとし、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。)によって計算し、この預金とともに支払います。
(以下省略)

以上